

議案第13号

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成31年2月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第2条まで 略</p> <p>(所得制限)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（各年の1月から<u>6</u>月までに新たにこの条例による助成の適用を受けようとする者にあつては、前々年。この号及び次号において同じ。）の所得から規則で定める方法により計算した額（以下「損失等控除額」という。）を控除して得た額が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める限度額以上であるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2から4まで 略</p>	<p>第1条から第2条まで 略</p> <p>(所得制限)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（各年の1月から<u>9</u>月までに新たにこの条例による助成の適用を受けようとする者にあつては、前々年。この号及び次号において同じ。）の所得から規則で定める方法により計算した額（以下「損失等控除額」という。）を控除して得た額が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める限度額以上であるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2から4まで 略</p>

以下 略

以下 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第 2 条の 2 の規定中、この条例の施行の日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号の規定の適用については、同号中「同一生計配偶者」とあるのは改正前の所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する「控除対象配偶者」とする。